

ベトナムの海上民兵——制度と体制強化

庄司 智孝 地域研究部アジア・アフリカ研究室長

NIDS コメンタリー

第 202 号 2022 年 1 月 25 日

中国による「ベトナム海上民兵告発キャンペーン」

南シナ海や東シナ海を中心とする中国の海洋進出の活発化にともない、近年、その一端を担う海上民兵に関心と懸念が高まっている。南シナ海では、2021 年 3 月、フィリピンが自国の排他的経済水域（EEZ）内と主張する海域に、200 隻以上の中国漁船が出現し、フィリピンに対して圧力をかけた。その際、漁船には多数の海上民兵が乗り込んでいたといわれている¹。中国は、いわゆる「サラミ・スライス戦略」を実行する際、漁船と海上民兵を積極的に活用している。

中国の海上民兵がこうして注目されているが、実はベトナムにも海上民兵組織がある。海上のものを含め、ベトナムの民兵組織の歴史は古いが、これまでその存在や活動が注目されることはあまりなかった。ベトナムの海上民兵が専門家や実務家の関心を引くようになったきっかけは、興味深いことに、中国による「告発キャンペーン」であった。

2019 年 4 月、北京大学海洋研究所は「南海戦略情勢感知」（South China Sea Strategic Situation Probing Initiative, SCSPI）を設立した²。SCSPI は、中国の研究者を中心に構成される研究ネットワークであり、恐らく米国の戦略国際問題研究所（CSIS）が運営するアジア海洋透明性イニシアチブ（AMTI）への対抗手段として設立されたものと思われる。SCSPI のウェブサイトは南シナ海に関するレポートを数多く掲載しており、それらは主として、米国や東南アジア諸国の南シナ海及び周辺海域での活動を批判的に伝えるものである。

SCSPI は、2020 年 2 月に「ベトナムの海上民兵と疑われる漁船団が海南島を包囲している」と題するレポートを発表した。その内容は、ベトナム政府の指示により、海上民兵が船体番号を偽装した漁船に乗り込み、これらの偽装漁船が係争海域のパラセル諸島を越えて海南島沿岸に多数集結し、中国海軍に関する情報収集活動に従事していると報じ、こうしたベトナムの「違法行為」を「告発」するものであった³。当該レポートを皮切りに、SCSPI はベトナムの海上民兵や漁船の「違法操業」に関する 10 数本の「告発レポート」を次々と発表したほか、スプラトリー諸島においてベトナムが管理下に置く島嶼の埋め立てと軍事化を進めていることを批判するレポートもあわせて掲載した⁴。

ベトナムを「告発」する中国側のねらいは 3 点あったと考えられる。第 1 に、海上民兵を活用して南シナ海における影響圏や権益の拡大を図り、管理下に置く島嶼の埋め立てと軍事化を行っているのは中国だけでは

¹ 山本勝也「EEZ に居座る中国漁船群にフィリピンはどう対応すべきか？」国際情報ネットワーク分析（IINA）、笹川平和財団、2021 年 5 月 17 日。

² SCSPI, “About SCSPI.” <http://www.scspi.org/en/gywm>

³ SCSPI, “Suspected Vietnamese Maritime Militias Encircle China’s Hainan Island,” February 3, 2020.

⁴ SCSPI, “Expansion and Military Deployment on Vietnamese-Occupied Features in the Spratly Islands,” April 6, 2021.

ないことを国際社会に知らしめ、中国への批判の集中をそらすことである。第 2 に、ベトナムと他の東南アジア諸国の間でも南シナ海での漁業海域をめぐるトラブルが頻発していると主張することで、南シナ海における「中国 vs 東南アジア（諸国）」の図式を解体することである⁵。第 3 に、ベトナムの対中批判の勢いを削ぐことである。

中国が展開する告発キャンペーンに対し、ベトナムは反論の論陣を張った。ベトナム人研究者は、中国の主張に反論するレポートを各種英語媒体に次々と掲載した。その主眼は、中国による「でっち上げ」を示唆しつつ、ベトナム漁船の活動に関する中国側の主張を全面的に否定し、かつベトナムの海上民兵は同国の主権や海洋権益を守る合法的な組織であると強調することにあつた⁶。

こうして中国とベトナムの間で「トラック 2」レベルの情報戦が展開されたほか、外務省副報道官が、定例記者会見での質問に回答する形でベトナムの公式見解を表明した。ベトナムは、中国側の主張を「正しくない情報」として否定しつつ、ベトナムの海上民兵は、2019 年の「自衛民軍法」に従い、自国の海域と島嶼の主権を守り、海上の安全と秩序を守る任務を帯びていると回答した。また、海上民兵と海上で活動する他の組織はベトナムの法律、国際法、特に国連海洋法条約を厳格に順守していると主張した⁷。ベトナムは、中国側の主張を否定しつつも、公式に「海上自衛民軍」(dân quân tự vệ biển) という海上民兵の存在を認めたのであつた。

ベトナムの海上民兵——「海上自衛民軍」

それでは、この「海上自衛民軍」とはどのような組織なのか。海上自衛民軍は、ベトナム自衛民軍の一部であり、海に面した地域、島々、関係機関で組織されている。ベトナムの海域と島嶼の主権の防衛のため、戦闘態勢にあり、実際に戦闘を行い、戦闘を支援する。また国境警備隊、海軍、海上警察等と協力し、海域や島嶼の治安と安全の維持、防災、災害救援、捜索救難、環境保全といった任務のほか、経済活動にも従事する⁸。

海上の組織を含む、ベトナム自衛民軍の歴史は古く、その設立は 1930 年代に遡る。1935 年 3 月、インドシナ共産党（ベトナム共産党の前身）の第 1 回党大会が開催された際、党は「自衛部隊に関する決議」を出し、これが自衛民軍の発祥とされている。同決議以降、1945 年の 8 月革命にかけて、自衛民軍は全国の農村や都市で誕生し、民衆を武装蜂起へ動員し、ゲリラ戦を行い、革命勢力の根拠地の拡大に貢献した。対仏戦争や対米戦争（ベトナム戦争）時には、自衛民軍は人民武装勢力の 1 つとしてゲリラ戦をはじめとする戦闘に参加するほか、正規軍の支援に回つた⁹。

ベトナム戦争の終結から 50 年近くがたった今でも、自衛民軍は、「全人民国防」の概念に基づくベトナムの国防力を構成する 3 大組織の 1 つである（他の 2 つは主力部隊と地方部隊）¹⁰。自衛民軍は、市町村といった地方レベルのほか、国家機関や国営企業内でも組織されている。海上部隊のほか、歩兵、防空、砲兵、工兵、偵察、情報、化学、医療といった職種からなり、最も大規模な戦術単位は大隊である¹¹。

自衛民軍は、ベトナムを取り巻く戦略環境の変化によって、その機能を変えてきた。その一環として、2000

⁵ SCSPI, “Vietnam’s Maritime Militia: A ‘Black Hole’ of the South China Sea,” April 30, 2020.

⁶ Do Thanh Hai, “Did Vietnam’s Maritime Militia Really Swarm a China Military Base,” *The Diplomat*, March 17, 2020, Nguyen The Phuong, “Vietnam’s Maritime Militia In Not a Black Hole in the South China Sea,” *Asia Maritime Transparency Initiative*, May 22, 2020.

⁷ “Việt Nam bác bỏ thông tin sai trái của Trung Quốc về Biển Đông,” *Thế giới và Việt Nam*, ngày 29-4-2021.

⁸ Nguyễn Đức Phú, “Vài nét về lực lượng dân quân tự vệ biển,” *Tạp chí Quốc phòng Toàn dân*, ngày 20-3-2020.

⁹ Bộ Quốc phòng, Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam, *Quốc phòng Việt Nam 2019*, tr. 101-103.

¹⁰ *Quốc phòng Việt Nam 2019*, tr. 48.

¹¹ *Quốc phòng Việt Nam 2019*, tr. 105.

年代後半から悪化した南シナ海情勢に対応するため、ベトナムは海上自衛民軍の強化を進めてきた。2007 年 1 月、国防相第 4 号指示「海上活動に従事する自衛民軍の組織構築の指導強化について」が出され、海上自衛民軍の強化が始まった¹²。2009 年 11 月には自衛民軍法が制定され、自衛民軍が法的な位置づけを得た。同法は、66 の条文で自衛民軍の組織、編成、装備、訓練、指揮系統を定めたが、その中で海上自衛民軍の任務について、海軍や海上警察と協力し、ベトナムの海域における主権と主権に関連する権利を守る、と規定し、海上自衛民軍が海域での主権や海洋権益に関連する活動を実施することについて、法的に担保した¹³。

ベトナム当局は、海上自衛民軍の具体的な規模や活動内容を明らかにしていない。ただ中国の南シナ海研究所の情報に基づくレポートによると、海上自衛民軍の規模は約 5~7 万人、3,000 人からなる 13 の小隊がパラセル諸島近海で、そのほか 1 万人がベトナム南部沖で漁船に乗り込んで活動しているとのことである¹⁴。

海上民兵の新展開——常設海上民軍大隊の創設

ベトナム当局は海上自衛民軍に関する詳細を公表していないが、組織改編については断片的に情報を出している。2018 年 7 月、党中央軍事委員会は党政治局と政府に対し、南シナ海情勢の複雑化を受け、「海上民軍大隊」(hải đội dân quân biển) の設立を提案した。党と政府はこの提案を検討し、2019 年 12 月末、2020 年の経済社会発展任務の展開に関する中央政府と地方人民委員会の協議会において、ベトナムの 14 の省に「常設海上民軍大隊」(hải đội dân quân thường trực) を設立することを決定した¹⁵。2021 年 4 月、南部のバリア・ブントウ省において、省常設海上民軍大隊の設立が発表されたのを皮切りに、6 月には南部のキエンザン省、そして 10 月には中部クアンチ省に同大隊が設立されることが発表された¹⁶。

常設海上民軍大隊の組織や機能、活動の詳細については、やはり明らかになっていない。ただ、南シナ海問題への対応、と党・政府が明言していること、また「常設」の部隊であることから、南シナ海情勢、特に中国の動きに対するベトナムの対応強化策であることは疑いない¹⁷。2021 年 11 月、バリア・ブントウ省常設の海上民軍大隊が、専用の船舶 2 隻を受領したことが報道され、同大隊の装備強化も併せて進められている模様である¹⁸。

中国への対抗と中国の模倣

ベトナムは、中国の南シナ海進出に最も影響を受ける国である。そのため東南アジアの係争国の中でも、中国の動きを最も警戒し、用いることのできるあらゆる手段を駆使して中国に抵抗している。

¹² Nguyễn Ngọc Sơn, “Tình Kiên Giang xây dựng và nâng cao chất lượng hoạt động của lực lượng dân quân tự vệ biển,” *Tạp chí Quốc phòng Toàn dân*, ngày 7-9-2020.

¹³ Điều 40, *Luật Dân quân Tự vệ*, ngày 23-11-2009. 自衛民軍法はその後 2019 年に改正され、自衛民軍がベトナム人民軍総参謀長の指揮下に入ることが明記された (*Luật Dân quân Tự vệ*, ngày 22-11-2019)。

¹⁴ Ralph Jennings, “Analysts: Vietnam Expanding Fishing Militia in South China Sea,” *Voice of America*, May 12, 2021.

¹⁵ Viết Tuấn, “Việt Nam xây dựng hải đội dân quân tự vệ ở 14 tỉnh,” *Vnexpress*, ngày 31-12-2019.

¹⁶ Thế Anh, “Công bố quyết định thành lập Hải đội Dân quân thường trực Bộ CHQS tỉnh BR-VT,” *Quân khu 7 Online*, ngày 9-4-2021, Báo Điện tử, Chính phủ Nước CHXHCN Việt Nam, “Công bố quyết định thành lập Hải đội dân quân Thường trực tỉnh Kiên Giang,” ngày 10-6-2021, Trần Dũng-Đức Cường, “Thành lập Hải đội Dân quân thường trực tỉnh Quảng Trị,” *Quân đội Nhân dân*, ngày 14-10-2021.

¹⁷ 2019 年改正の自衛民軍法によると、「常設民軍」は「国防の重点地域において常時任務を遂行する部隊」と規定されている (Điều 2, *Luật Dân quân Tự vệ*, ngày 22-11-2019)。

¹⁸ Đoàn Mạnh Dương, “Bà Rịa-Vũng Tàu: Tiếp nhận tàu Hải đội dân quân thường trực,” *Tin Tức*, ngày 5-11-2021.

一方、ベトナムの国民国家としての成り立ちや政治体制は、中国との共通点も多い。両国は共に共産党一党独裁体制を死守しており、軍は「党を守る武装勢力」との位置づけである。そのためベトナムは、南シナ海問題への対応に際し、中国のやり方を模倣するような様子がたびたび観察される。例えば 2013 年には、中国の漁業監視部隊を模したと考えられる部隊が、農業農村発展省水産総局内に設立された。海上民兵についても、やはり中国の能力向上策を横目で見つつ、組織の拡充を図っているものと推測される。

ただベトナムは、南シナ海における中国の強硬姿勢に対処するため、国際的な支援や他国との協力を絶対的に必要としている。そのため、中国のやり方を模倣することは、国際社会からの批判を受けるリスクを内包する。ゆえに、ベトナム当局は海上民兵の活動はあくまで自衛策であり、国連海洋法条約等国际法規に則った合法的なものであることを繰り返し強調しつつ、実際の活動状況の詳細については今後も明らかにしない可能性が高いと考えられる。

(2022 年 1 月 17 日脱稿)

プロフィール

profile

地域研究部

アジア・アフリカ研究室

室長 庄司 智孝

専門分野：東南アジアの安全保障

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>